

追加報告第1号

町長専決処分事項の報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日

高根沢町長 加藤公博

専決処分第11号 損害賠償の額の決定について